

## 令和元年 9 月 13 日 公売物件一覧

物件番号	種別	所在地	地目・構造	地積・床面積 (㎡)	入札保証金 (円)	最低売却価格 (円) ※1	備考
1	土地	上閉伊郡大槌町 金沢第 29 地割字	宅地	421.27	95,800	1,916,000 【内訳】土地 1,430,000 (非課税) 建物 486,000 (8%税込)	混在財産 ※2
	建物	丹野 21 番 3	木造瓦葺平 家建	62.93			

※1 上記の建物分最低売却価格の消費税額等は消費税法に定められた契約締結予定日の税率です。契約締結後、消費税法（昭和 62 年法律第 108 号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、相当額を加減したものを売買代金とします。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとします。令和元年 9 月 30 日までに売買代金を納入し、引渡しとなった場合も建物分の消費税額等は 8%となります。

参考 最低売却価格で落札となり消費税及び地方消費税の税率が 8%から 10%へ変動し、引渡しが令和元年 10 月 1 日以降となった場合

入札金額 金 1,916,000 円

売買代金 金 1,925,000 円

【内訳】土地 金 1,430,000 円 (非課税)

建物 金 495,000 円 (10%税込)

※2 消費税法別表第一（第 6 条関係）に掲げる財産以外の財産を「課税財産」といい、消費税法別表第一（第 6 条関係）に掲げる財産を「非課税財産」といいます。また、「課税財産」と「非課税財産」の双方を含む財産を「混在財産」といいます。一般的に、建物は「課税財産」であり、土地は「非課税財産」となります。